

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 仙台市太白福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成27年5月7日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市太白福祉事務所長が平成27年4月6日付けH27太保護第3号で審査請求人 [REDACTED] に対してした保護変更決定処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書及び反論書によると、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

仙台市太白福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年4月6日付けH27太保護第3号で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの。

2 審査請求の理由

処分庁のミスのために保護費が少なく支払われ、その結果、切り詰めて生活してきたのに、間違っていた期間全体ではなく、3か月分だけしかさかのぼって支給されないことは、納得できない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成23年9月30日、処分庁は、請求人に係る生活保護（以下「保護」という。）を開始した。
- (2) 保護開始時において請求人は、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]を対象とした児童扶養手当を受給していた。また、[REDACTED]及び[REDACTED]を対象とした子ども手当（平成24年4月1日以降は「児童手当」）を受給していた。
- (3) 平成26年3月31日時点で、児童扶養手当は[REDACTED]が18歳になった年度の年度末に到達したことにより、また、児童手当は[REDACTED]が15歳になった年度の年度末に到達したことにより、同年4月分から支給対象外となった。そのため、平成26年4月分から請求

人に係る児童扶養手当は [] 円が [] 円に、また、児童手当は [] 円が [] 円に変更となった。

- (4) 請求人は、平成26年4月30日付けで収入申告書を処分庁に提出し、処分庁は同年5月12日付けで收受した。この収入申告書には、児童扶養手当については [] 円、児童手当については [] 円と記入されている。このそれぞれの金額は、児童扶養手当については、同年4月に改定される前の、 [] 及び [] の2人を支給対象とした場合の月額であり、児童手当については、 [] 1人を支給対象とした場合の月額である。
- また、請求人は、同年6月23日に、児童扶養手当証書を添えた収入申告書（児童扶養手当月額 [] 円）を処分庁に提出し、処分庁は同日付けで收受した。
- (5) 処分庁は、平成27年4月1日の基準改定に伴う保護変更処分について、平成27年3月30日付けH26太保護第3号保護変更決定通知書により通知した。
- (6) 請求人は、平成27年4月1日に(5)の通知の内容を確認するために処分庁に電話により問い合わせを行った。この問い合わせを受けて、処分庁が当該決定通知書の内容を精査したところ、(4)に係る収入認定額の変更が行われていなかったことが判明し、児童扶養手当及び児童手当の収入認定額の変更は平成27年2月分から行うことを請求人に電話により伝えた。
- (7) 平成27年4月2日、請求人が処分庁に来庁した際、児童扶養手当及び児童手当の収入減による生活保護費の追加給付を平成27年2月分から行う旨改めて伝え、同年4月6日付けH27太保護第3号によりその旨決定し、通知した。
- (8) 平成27年5月7日、請求人は、(7)の決定を不服として本件審査請求を提起した。

2 判断

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。
- (2) 法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状況を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」と規定している。
- (3) 法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3(2)ア(ア)では、「恩給、年金、失業保険その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（以下、略）」とされ、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第8-1(4)アでは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組

合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

(5) (1)から(4)までを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁より提出された弁明書及び添付資料によると、児童扶養手当及び児童手当の変更については、請求人は第2-1(4)のとおり、処分庁に対し法第61条に基づく収入の申告を行っており、処分庁はそれを収受している。この収入申告を踏まえ処分庁は、児童扶養手当については平成26年8月に、児童手当については平成26年6月に、それぞれ収入認定額を変更し、保護費の変更決定を行わなければならなかったところ、それを怠り、結果として請求人に対しては、本来支給されるべき金額よりも少ない保護費が支給された。

このことについて処分庁は、保護費を遡及して支給できる限度を2か月程度と考え、変更日を平成27年2月1日とし本件処分を行っており、それ以前の、支給されなかった保護費については、遡及して支給しないとの判断をし、その判断に当たっては、生活保護手帳別冊問答集問13-2（以下「問13-2」という。）を参酌したと主張する。確かに、問13-2における（答）には、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべき」とあり、収入が減少した事実が事後に明らかとなり、収入認定額が過大となったときも同様と記載されている。

しかし、これは、被保護者による収入申告や届出がなかった場合の取扱いを述べているものであり、本件の場合のように、被保護者が法に基づき適正に収入申告をしたにも関わらず、保護の実施機関の明らかな事務処理の瑕疵により保護費を誤って少なく支給したものにまで、2か月を超えて遡及して支給できない根拠を与えるものではない。

(6) よって、本件処分は、違法又は不当な処分といわざるを得ず、取消しを免れない。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は、違法又は不当な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。



平成27年7月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

